

平成30年(行コ)第13号 損害賠償等請求控訴事件(住民訴訟)

控訴人 山口県知事

被控訴人 河濱盛正 外

控訴人第3準備書面

令和元年8月16日

広島高等裁判所 第4部 御中

控訴人訴訟代理人

弁護士 中 谷 正 行 

同

弁護士 根 石 博 文 

同

弁護士 中 山 修 

控訴理由書2の12頁(ウ)で「後に整理する予定」としたことについて、補足する。

1 被控訴人らの主張によれば、まず、法13条の2の許可審理にあたって、知事には裁量権逸脱があって、中国電力へ説明を求めることが継続する「判断留保」は違法となり(準備書面(1)6頁における原判決の引用)、その時期は、原審は平成25年3月19日とするが、被控訴人らは、その前である平成24年11月13日の中国電力文書(乙17号)を受け取った後の同年11月22日文書(乙11号)を送付した時からとする(被控訴人らの準備書面(1))。

2 本訴の対象は、財務会計行為である。

法13条の2の手続そのものは、財務会計行為ではないから、同手続の後に行われる控訴人側の行為の何が財務会計行為であるかが特定され、かつ、それについて、知事の監督権不行使の違法が認められて初めて、住民の請求が成り立つことになる。

原審も被控訴入らも、この区分をはっきり理解しておらず、法13条の2の違法がそのまま、郵送・郵送費の負担としても違法となるという論旨のようにうかがえるものであり、失当というべきである（控訴理由書1の5～6頁、控訴理由書2の11～12頁、及び、控訴入第2準備書面3～4頁及び9頁参照）。

3 従って、第二段階の行為について、知事の監督権がどう及ぶかは、①監督の相手が何人であるかということと、②監督すべき手法と、その権限行使の逸脱が何か、そう判断する根拠は何かを順次分析しなければならない。

(1) 法13条の2の手続で求補足説明行為に移る場についていえば、そもそも、中国電力と連絡をとる方法については、法13条の2の手続における一般事務の手続として、港湾課が基本的には決めることであるから、知事の監督が及ぶとは考えられない。免許・許可といった行政行為は、行政庁名で行うが、照会書のような事務連絡文書は、乙10～16号のとおり、課長名で発出しているところである。

(2) 審査留保が、「瑕疵を帯びる」と認識し得た時、知事が法13条の2の審査を行わせている港湾課に対し、中国電力への連絡を一切するな、と指示できる筈がない。仮に、認識し得た時、それをどう処理するか、不許可にするか、又は、取下げさせるか等は、知事において選択しうるもので、港湾課もそのような検討業務を行うことになる。

(3) 法13条の2の手続で、求補足説明を続けるという判断を示す表現行為は明らかに、財務会計行為ではない。次項で、その表現行為が、どのような手続や

担当部署によって、郵便費の支出に至るのかを整理する。

4 甲27号の2と乙1号について

- (1) 前項のとおり、文書を郵送する手法をとったのは、港湾課の判断であり、知事の判断は含まれていない。港湾課の一般行政事務の処理についての決断である。
- (2) 郵送料の予算を持ち、郵送という方法を承認するのは、港湾課ではなく、学事文書課である（甲27号の2の説明参照）。

甲27号の2の「文書発送受付票（港湾）課・平成24年10月22日」といった書類によって、この手続はなされた。原判決や被控訴人らの主張は、ここに知事の監督権が及び、その不行使が権限の逸脱であるとする。

しかし、山口県行政組織規則（昭和43年4月1日 山口県規則第15号）9条は、「文書及び郵送に係る物件の收受及び発送に関する事」は学事文書課の分掌事務と規定している。また、山口県事務決裁規程（昭和44年4月1日 山口県訓令第4号）15条3項 別表第三は、「料金受取人払の承認の申請その他の公印の取扱い及び文書の発送に関する事」は学事文書課長決裁と規定している。

この手続に、知事の監督権が抽象的には及んでいるとしても、事実上、文書の量などからしても、そのような監督を行うことはないところである。そして、学事文書課は発送される文書の内容についてのチェックはしようがなく、一般事務として処理しているに過ぎない。

- (3) 郵送することの承認を学事文書課長が行うと、次の「郵送費の支出行為」は、何人が担当し、それに知事の監督権が及ぶかが問題になる。

これは、給与厚生課の職務である。

つまり、平成20年4月1日から本庁において実施している「総務事務の集中化」（乙1号）により、役務費等の支出事務（支出負担行為の整理、支出命

令) を給与厚生課で行うようになった。本訴で問題となる支出フローは、乙1号10頁の一番上のフロー(3) ①aである。本件では、「各所属」というのは、学事文書課になるが、郵送費の支出行為の手続に知事の監督権が及んでいるとしても、事实上、処理内容の微細や大量性からすれば、そのような監督を行うことはできないし、実務上していないところである。

5 以上の次第であり、求補足説明文書郵送の承認と、それに伴う郵送費の支出負担行為・支出命令について、学事文書課長や給与厚生課に対し、一般的、抽象的に知事の監督権が及び得るとしても、日々多量に行われる個々の件について、発送を中止すべく注意し、指示するまでの義務は認め得ず、内容はともかくとして、その伝達方法について、港湾課が決めた後の手順を覆すことは不可能であり、できないのである。

以上